

特定事業許可申請に係る申告書

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 住所又は所在地
氏名（法人にあつては、名称及びその代表者）
生年月日（個人の場合） 年 月 日生

特定事業許可申請に際し、申請者の欠格事由について以下のとおり申告いたします。
また、当方の個人情報に関係機関へ提供し、申告内容について照会を行うことを併せて同意します。
なお、この内容について、変更が必要となるに至ったときは、速やかに申し立てます。

〔 いずれかに○印をしてください。なお、虚偽の申告をした場合は、徳島県生活環境保全条例（以下「条例」という。）第76条第2号の規定により、許可を取消すことがありますので、承知してください。 〕

事 項	申請者	役員等	法定代理人	使用人	親子会社等
		該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
〔 役員等、法定代理人、使用人及び親子会社等の欄は、該当者がいる場合、該当に○印をし、以下について申告してください。 〕					
① 条例第60条第2項若しくは第3項又は第76条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
② 条例第76条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る徳島県行政手続条例第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が条例第76条第7号の規定に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
⑥ 土砂等の埋立て等を行うに際し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の規定（投棄禁止）に違反し、同法の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
⑦ 条例第76条の規定により特定事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
⑧ 土砂等の埋立て等に関する法令等の規定に基づく行政庁の命令に違反している者（ただし、①及び⑦を除く。）	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
⑨ 土砂等の埋立て等に関する法令等に係る違反を繰り返し、行政庁の行政指導が累積しており、生活環境の保全又は住民の生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる状態のまま放置している者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
備考					

別紙 (役員等一覧表)

[illegible]

(親子会社一覧表)

[illegible]